

<input type="checkbox"/> 限度額適用認定申請書 <input type="checkbox"/> 限度額適用・標準負担額減額認定申請書					
組合員	組合員等 記号番号	—	氏 名	所 属 所 名	
	短期標準報酬月額		等級	円	1 現職 2 任継
適用 対象 者	氏 名 (続柄)(性別)	() (男・女)	生年月日	年	月 日
	住 所				
上記のとおり申請します。 山梨県市町村職員共済組合理事長 殿 年 月 日					
住 所					
組 合 員					
氏 名					
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 年 月 日					
職 名					
所 属 所 長					
氏 名					
印					

- ① 申請する方にチェックマークをつけてください。
 ※「限度額適用・標準負担額減額認定申請」を行う場合は、別途「非課税証明書」の提出が必要となります。
- ① 組合員について記入してください。
 また、「1 現職」及び「2 任継」については、該当する方を○で囲んでください。
- ② 申請される対象者について記入してください。
 ※対象者が70歳以上で、適用区分が「現役並Ⅰ」「現役並Ⅱ」以外の場合は限度額適用認定書の申請は不要です。
- ③ 請求年月日と組合員の住所・氏名を記入してください。
- ④ 請求内容を確認の上、証明年月日と所属所長（市町村長・一部事務組合管理者）の職名・氏名を記入し押印してください。
 ※任意継続組合員の場合は、当該項目の記入等は不要です。

共済組合使用欄	
適用区分	ア イ ウ エ オ 現Ⅱ 現Ⅰ 低Ⅱ 低Ⅰ

- この申請書は、適用対象者ごとに提出してください。
- 「限度額適用認定申請書」又は「限度額適用・標準負担額減額認定申請書」のいずれかにチェックマークをつけてください。
- 限度額適用認定証は申請日の属する月の初日から発効し、有効期限は最長1年間です。月を遡っての発効は原則できません。
- 「限度額認定・標準負担額減額認定」に該当するのは、組合員が「市町村民税非課税者」且つ「短期標準報酬の月額が50万円以下」の場合です。該当する場合は「非課税証明書」等の添付が必要となります。
- 70歳以上75歳未満の者で現役並Ⅰ及び現役並Ⅱの適用区分に該当する場合は、高齢受給者証のほかに限度額適用認定証の提示が必要となります。現役並Ⅲ、一般、低所得者に該当する場合は、限度額適用認定証の申請は不要です。

健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード(以下「マイナ保険証」という。)を利用する場合は、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。このため、マイナ保険証を利用すれば、限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひ利用ください。

※マイナ保険証を利用する場合も、限度額適用・標準負担額減額認定証については、共済組合へ申請のうえ、交付を受ける必要がありますのでご注意ください。(交付を受けたあとであれば、医療機関等での窓口において当該証の提示を省略することができます。)